

令和元年7月17日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 市場(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746) 直通Tel073-441-3640 児童生徒支援室 福田(内3625)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和元年6月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	1
職員等	
計	4

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	4

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある課の職員が受けている行為は、パワーハラスメントに当たるのではないか。	調査の結果、通報の事実は確認できなかったが、所属に対し、職場環境を注視していくよう指示した。
② いじめの指導について、県、当該市町村及び学校が重大事態として調査を行わず、被害者に対して行動制限をかけるなど、教育を受ける権利を侵害している。また、県の担当者が不正を隠蔽している。	所管外であるため不受理とし、教育委員会に回付した。(処理状況については、教育委員会①を参照のこと。)
③ ある振興局が行っている県道拡幅工事について、過去からの話し合いの矛盾点・相違点を明確にした上で、協力したい。	調査中
④ 別荘販売会社が施工した違法給水設備工事を、ある町が長年にわたって黙認している。	所管外であるため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1 ①
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	3 ②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	
(3) 調査を継続中としたもの	1 ③
(4) 不受理としたもの	2 ②④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	
職員等	
計	1

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	いじめの指導について、県、当該市町村及び学校が重大事態として調査を行わず、被害者に対して行動制限をかけるなど、教育を受ける権利を侵害している。また、県の担当者が不正を隠蔽している。	調査の結果、県の担当者が不正を隠蔽している事実は確認できなかった。また、当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会へ回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ①

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) 1 ①

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。